

日行連発第220号
令和元年6月5日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

自動車保有関係手続のワンストップサービスに係る
一般社団法人全国軽自動車協会連合会との確認書の締結について（通知）

令和元年5月7日に施行された行政書士法施行規則の一部を改正する省令（平成31年4月26日公布）により、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という。）が行政書士法施行規則第20条に定められたことを受け、OSSを利用した継続検査手続に関し円滑な運用を図るとともに、行政書士法の遵守及び当会と全軽自協との友好関係の維持を目的として、別添のとおり全軽自協と確認書を取り交わしましたので通知いたします。

各単位会におかれましても、本確認書の趣旨をご理解のうえ、各県の事務所との友好関係の構築へ向けて情報交換の場を設けるなど積極的な対応をお願い申し上げます。

【別添】自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）に係る確認書

以 上